

平成 31 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた 調査・検討等業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 趣旨

本参加要領は、「平成 31 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

本業務の履行にあたっては、沼津駅周辺の公共空間をヒト中心の空間に再編するために、有識者や事業者等、まちづくりの関係者で構成する中心市街地まちづくり戦略会議等を運営しながら進めるため、受託者には、まちづくり、都市計画、空間デザイン、道路・交通分野等に関する豊富な知識や専門的スキル、現状を正確に把握し分析する能力、企画提案力、意見をとりまとめ調整する能力が求められることから、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 契約の概要

(1) 業務名

平成 31 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託

(2) 業務内容

別紙「平成 31 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託 公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 委託料上限額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、10 月に予定されている消費税及び地方消費税の税率変更を考慮すること。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 都市計画係 担当：三浦，芹澤，岩崎

〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所 5 階

電話 （代表）055-931-2500（内線 2573、2574）

（直通）055-934-4760

メール mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 平成 21 年度以降に同種業務に関し、下記の①～②に示す全ての受託業務実績又はそれに準ずる実務実績があること。なお、①～②の業務は同一業務で実施したものでなくてよい。
- ① 鉄道駅を含む地区におけるまちづくり構想・計画等策定業務または類似業務
 - ② 駅前広場整備計画（再整備含む）に関わる調査・検討等業務
- (6) 2つ以上の事業者が共同事業者を結成して申請する場合は、共同事業者として上記(1)～(5)の条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
- ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。
- (7) 予定管理技術者は、下記①、②の全ての条件を満たすものでなければならない。
- ① 下記のいずれかの資格を有する者
 - ア 技術士（総合技術管理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画または道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ウ 博士（工学）
 - エ 1級建築士
 - ② 平成 21 年度以降平成 30 年度末までに（5）の同種業務又はそれに準ずる業務の実績を 1 件以上有する者。

5 選定スケジュール

内 容	実施期間
実施要領等の公表	平成 31 年 4 月 5 日(金)
質問受付期間	平成 31 年 4 月 5 日(金)から 平成 31 年 4 月 11 日(木)午後 5 時まで
質問回答	平成 31 年 4 月 16 日(火)まで
参加申込等の提出期間	平成 31 年 4 月 17 日(水)から 平成 31 年 4 月 23 日(火)午後 5 時まで (必着)
企画提案書等の提出期間	平成 31 年 4 月 17 日(水)から 令和元年 5 月 8 日(水)午後 5 時まで (必着)

受託候補者選定委員会	令和元年5月15日(水)
審査結果の通知	令和元年5月16日(木)
契約締結	令和元年5月下旬

※ 公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※ 上記のスケジュールは変更となる可能性がある。

6 質問受付・回答

(1) 質問期間

平成31年4月5日(金)から平成31年4月11日(木)午後5時まで。

(2) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

※質問書の提出時には必ず電話により着信確認を行うこと。

(3) 回答方法

全ての質問に対する回答は沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出

7-1 参加申込

(1) 提出方法

(2)の書類をプロポーザル参加申込期間である平成31年4月17日(水)から平成31年4月23日(火)午後5時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④～⑥の提出を不要とする。

共同事業者を結成した事業者は、⑪及び⑫を提出すること。

(2) 提出書類

① 参加申込書 1部(様式1)

② 同種業務実績表 10部(様式2)

③ 会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)

④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部(様式3)

⑤ 財務諸表 1部(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

⑥ 納税証明書 各1部(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)

ア)沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)

イ)沼津市固定資産税納税証明書(昨年度のもの)

ウ)国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

- ⑦ 工程表 10部(様式4)
- ⑧ 実施体制調書 10部(様式5)
(4 参加資格(7)①の資格を保有していることを証明する書類を添付)
- ⑨ 管理技術者業務実績調書 10部(様式6)
- ⑩ 担当技術者業務実績調書 10部(様式7)
- ⑪ 共同事業者協定書の写し 1部(様式自由)
- ⑫ 代表者への代表権委任状 1部(様式自由)

7-2 企画提案書

(1) 提出方法

(2)の書類を企画提案書の提出期間である平成31年4月17日(水)から令和元年5月8日(水)午後5時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書提出届 1部(様式8)
- ② 企画提案書(様式自由)
- ③ 見積書(様式自由、押印不要)

(3) 企画提案書等の規格(不備がある場合は、一切受け付けない。)

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(2) 提出書類」のうち、②及び③については、すべて自社名を入れないこと。(入っている場合は受け付けない。)
- ② 「(2) 提出書類」のうち、②及び③については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを10部提出すること。

(4) その他、注意事項

- ① 見積書を除きA4判片面6ページ以内(表紙・目次・中表紙を除く)で作成すること(A3判による折込みも可能とするが、A3判は2ページカウントとする)。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は10ポイント以上とする。
- ② 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

8 提案する内容

提案する内容は、仕様書第9条及び「16 参考資料」を参考にすること。

なお、提案書については、提案者の独自の調査等により本業務に関連する情報を十分に理解

した上で作成されることを期待しており、以下の項目を踏まえて提案すること。

- (1) 「沼津市中心市街地まちづくり戦略」策定に向け、仕様書第9条の内容を十分に検討するための体制や検討手順、スケジュール、効果的な取組手法について提案すること。
- (2) 「沼津市中心市街地まちづくり戦略」策定にあたっては、市の考え方を市民に十分に周知するとともに、市民意見等を反映することが重要であることから、市民コミュニケーション等のあり方や市民コミュニケーションを図るための企画内容、考慮すべきポイントを提案すること。
- (3) ヒト中心の公共空間再編に向け検討した別紙1「公共空間再編の方向性」、別紙2「交通体系の方向性」について、今後検討をより具体化させ、実現化を目指していくために必要な検討や取組みを提案すること。
- (4) 沼津駅周辺における駐車場の現況を把握するとともに、利用目的や需要予測等を整理し、駐車場の集約化や利用転換等について検討するための有効な調査手法及び駐車場施策を展開していくために必要な検討や取組み等を提案すること。

9 選考

(1) 選考方法

「7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出」に示す提出書類の内容を基に、「平成31年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託 契約候補者選定委員会」（以下「審査委員会」という。また、その構成員を「審査委員」という。）において評価項目に従い評価・採点し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。

ただし、各審査委員の平均点数が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、各審査委員名については、契約締結後まで明らかにしない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

10 契約候補者選定結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

12 契約

市は契約候補者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、改めて仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約候補者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
- (4) 随意契約の交渉が不調となったとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

13 契約締結後

- (1) 契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。
- (2) 契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの審査以外の目的で提出者に無断で使用してはならない。
- (2) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (4) 提出書類は一切返却しない。

15 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (3) 1団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した団体がほかのグループの構成員となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることも不可とする。
- (4) 書類の提出後において、原則として「7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出」に示す提出書類に記載された内容の変更を認めない。
また、「7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出」に示す提出書類に記載した実施体制は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 業務の実施にあたっては、今後実施予定である沼津市中心市街地まちづくり戦略関連業

務等と十分に連携を図るものとする。

16 参考資料

①第4次沼津市総合計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/sogo/index.htm>

②第2次沼津市都市計画マスタープラン

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshimas/index.htm>

③沼津市中心市街地まちづくり計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machidukuri/index.htm>

④まちづくり戦略会議

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machisenryaku/index.htm>

⑤沼津市自転車ネットワーク計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/cyclenetwork/index.htm>

⑥沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshikeikakudouro/index.htm>

⑦鉄道高架事業の必要性について

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/kikaku/senryaku/kouhyo.htm>

⑧沼津市立地適正化計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/ricchitekiseika/index.htm>

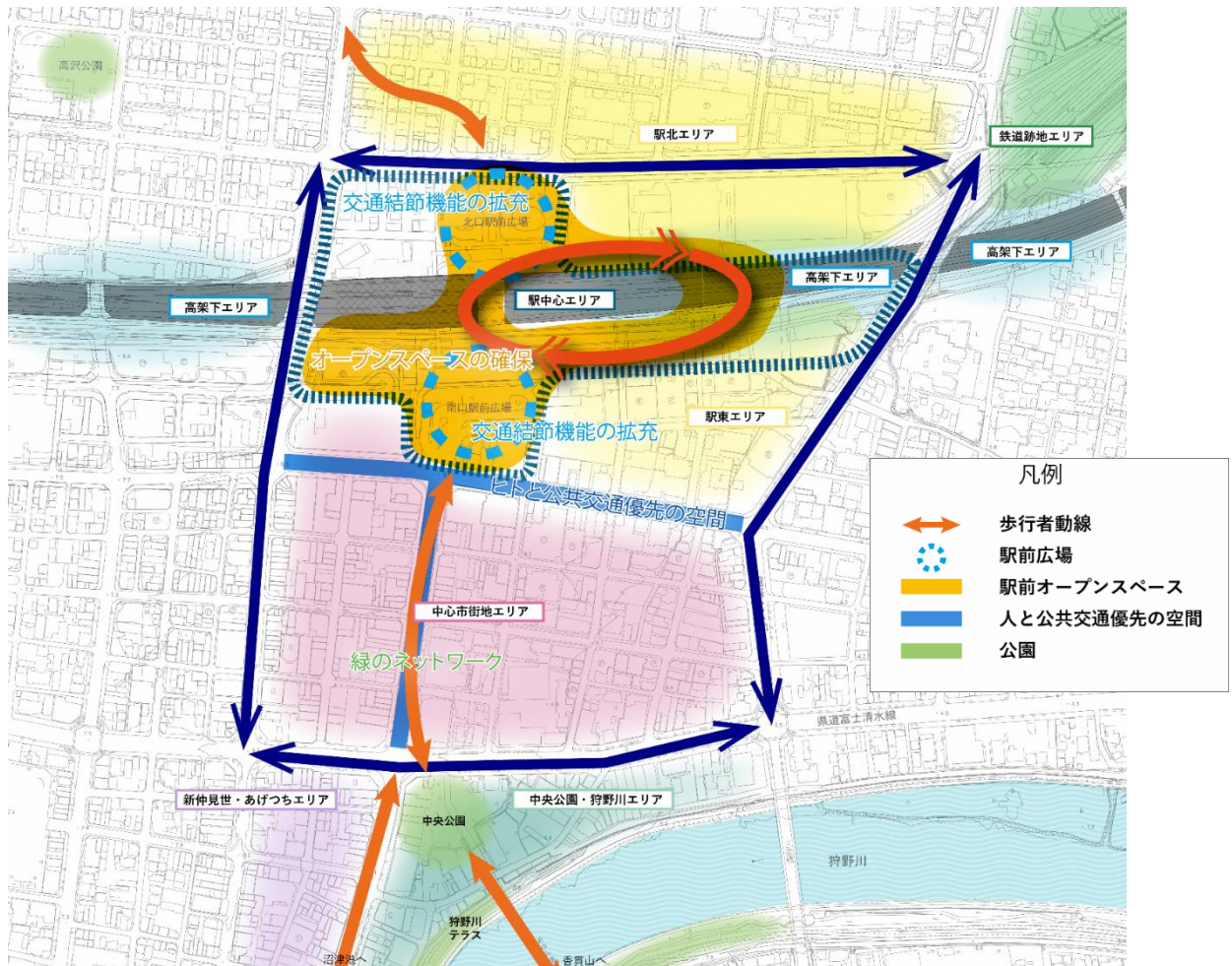
別表 評価項目

評価項目		評価基準	配点	合計配点
業務遂行体制	実績	・同種業務又はそれに準ずる実務実績があり、ノウハウが活かされるか、また、業務を進めるにあたっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮できる体制となっているか	15	45
	実施体制	・配置予定者の専門性は十分か、また、業務経験豊富な担当者を十分に配置しているか。 ・業務を円滑に進められる体制となっているか	15	
	工程計画	・業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	5	
	取組意欲	・業務の重要度を理解し、技術力を十分に発揮し、積極的に業務に取り組む意欲は感じられるか	10	
企画提案力	的確性 整合性	・業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容について全て網羅された適切な提案となっているか ・市の関連計画等やまちづくり戦略会議との整合性は図れているか	15	55
	実現性	・本市の特徴・課題等を踏まえ、整備すべき機能の検討方針等が明確であり、類似実績等に裏付けられた提案となっているか、また、提案内容を確実に実現するための手法等について十分な説得力があるか ・沼津駅周辺総合整備事業の長期性を考慮した提案となっているか	20	
	合理性 独自性	・着眼点が適正で、業務に必要な問題点・解決方法等が論理的に整理されており、提案が合理的な内容となっているか ・提案における創意工夫が感じられ、独自の提案となっているか	20	
			100/100	

○評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

- (1) 「企画提案力」の点数が高い者を上位とする。
- (2) (1) も同点の場合は、「業務遂行体制（実施体制）」の点数が高い者を上位とする。
- (3) (2) も同点の場合は、審査委員から意見を聞き、審査委員会において順位を決定する。

公共空間再編の方向性



① ヒト中心の空間に再編
 ○骨格街路の内側をヒトにとって快適な空間に再編

② 駅前オープンスペースの創出
 ○駅前広場をエントランス空間とし、憩いをつづげる滞留空間を創出

③ 交通結節機能の拡充
 ○公共交通の利便性を向上させ、車と歩行者の動線を見直し、駅前広場を再編

④ 駅周辺の回遊性の向上
 ○駅周辺の歩行者の回遊性を高める空間を創出

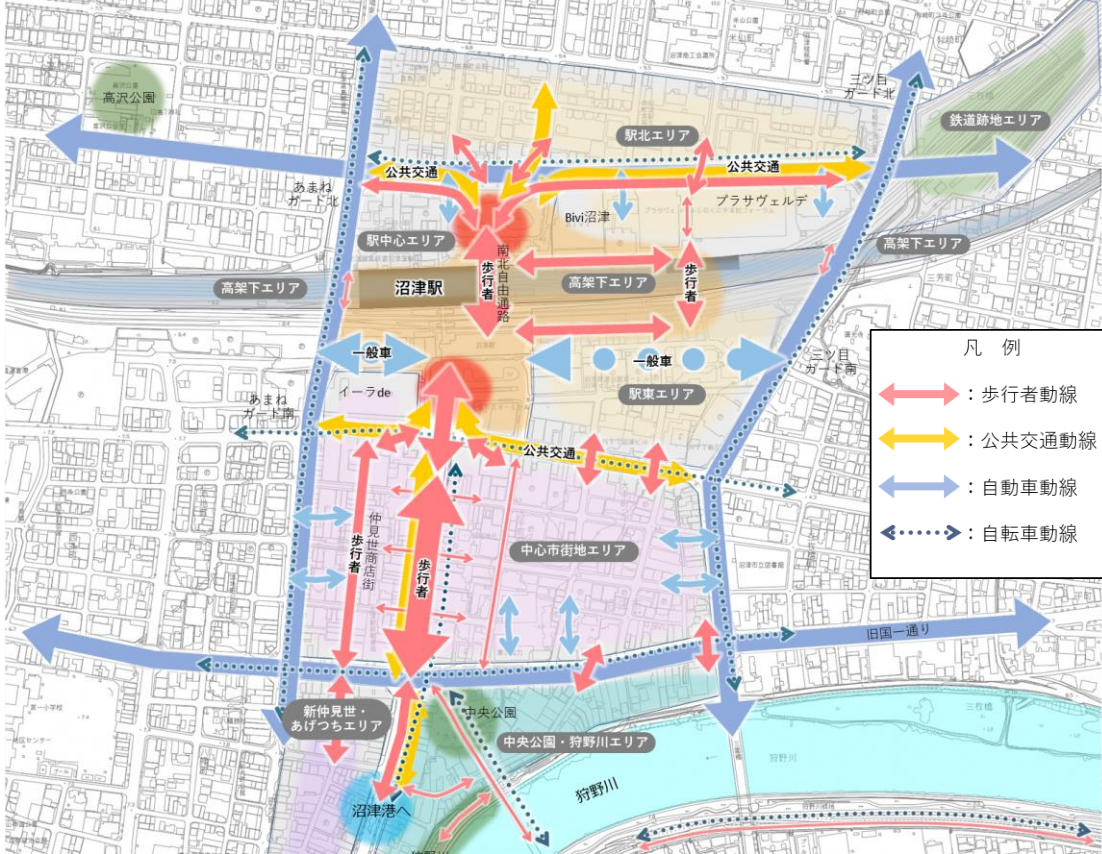
⑤ 駅と“まち”の接着
 ○駅と“まち”をシームレスにつなげる駅前交差点の地上横断化

⑥ ヒトと公共交通優先の空間の創出
 ○公共交通の充実を図り、歩行空間が充実した空間を創出

⑦ 段階的な整備と暫定利活用
 ○沼津駅周辺総合整備事業の段階的な整備期間における暫定利活用を検討

⑧ 低未利用地の活用
 ○駐車場のあり方検討にあわせ、まちなか居住を支える生活利便機能の導入を検討

交通体系の方向性（試案）



■ヒトの動線
 ○“駅”と“まち”をつなぐ南北軸の形成
 ○駅前広場の広場化
 ○地域資源との回遊性を高めるネットワークの形成

■公共交通の動線
 ○拠点を連携する公共交通ネットワークの形成
 ○駅前広場では、路線バスを方面別に再編し利便性向上、タクシースプールの再編にあわせた居心地の良い空間形成
 ○ヒトと公共交通優先の空間の検討

■自動車の動線
 ○自動車交通は環状道路で処理
 ○居心地の良い空間形成に向けた駅へのアクセス検討

■自転車の動線
 ○幹線街路に自転車走行空間の配置
 ○地域資源へつながる自転車ネットワークの形成